老齢基礎年金 お手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。

受給資格の取得 年金請求 お お な ね 6 「年金証書・年金 決定通知書」を 0 日本年金機構から 目 送付 お お 「年金振込通知 書」「年金支払通知 む 書」を日本年金機 ね 構から送付 5 0 в 初回受取り 定期受取り

「年金振込通知書」「年 金支払通知書」は、年金 額が変更にならない限り、 年1回6月頃に届きます。 「年金証書・年金決定通知書」でお知らせしている内容 は受給資格を取得した時点のものです。

老齢基礎年金の繰上げ請求をされる場合など、繰上げに 関する内容は**「支給額変更通知書」**でご確認ください。

■ 初回受取り

年金が決定されて初めてお受取りできるのは、年金 証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね 50日程度です。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、 年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合が あります。最初にお受取りになる金額は、原則として 受取り開始年月から直前の受取り月の前月分まで です。

※受取り開始年月は年金証書に記載の「**受給権を取得** した月」の翌月です。「年金決定通知書」に記載され ています。

※繰上げ、繰下げ請求の場合には、請求日の翌月から 受取りが開始されます。

■ 定期受取り

年金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日(土曜日、日曜日、休日の場合は、その直前の営業日)にお受取りになれます。ただし、初めてお受取りになるときや、さかのぼって過去の受取りが発生した場合などは、奇数月にお受取りになることがあります。

各定期月にお受取りになる年金額は受取り月の前2ヵ月分です。

例:2月のお受取り ⇒ 前年12月と、1月の2ヵ月分 4月のお受取り ⇒ 2月と、3月の2ヵ月分

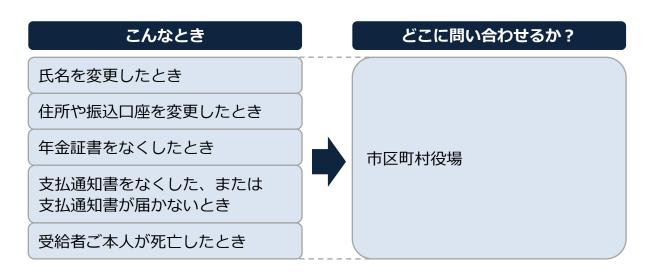
裏面に続く

20150401 A-13 1

2. おわりに

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお 手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。



- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせ ください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出、届出 印のご準備をお願いすることがあります。また、お手続きの内容によっては、住 民票・印鑑登録証明書・戸籍謄(抄)本などの公的書類をご提出いただく場合も あります。
- 後日、日本年金機構より年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。気になる点がございましたら、パンフレットをご参照ください。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル) 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 (一般電話)

受付時間: 月曜日 午前 8:30~午後 7:00 火~金曜日 午前 8:30~午後 5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以後の開所日初日に午後 7:00 まで相談をお受けします。

※祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

○○年金事務所所在地 ○○市・・・電話番号 ○○○-○○○-○○○

○○市○○部国保年金課 担当 年金係

所在地 ○○県○○市・・・電話番号 ○○○一○○○

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

20150401 A-13 2